

番 号	14 請願第 13 号 (総務付託)
受理年月日	平成 1 4 年 1 1 月 1 8 日
件 名	固定資産税における償却資産に関する意見書提出について
提 出 者	社団法人武蔵野青色申告会 野村 莊之輔
紹介議員	石井 良司、金井 富雄
要 旨	
〔 請願事項 〕	
<p>1 固定資産税における償却資産の下記事項につき、地方自治法第 99 条の規定により、貴議会が国に対し意見書を提出されるよう請願いたします。</p> <p>固定資産税における償却資産の免税点（現行 150 万円）を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げるとともに、申告期限（現行 1 月 31 日）を 3 月 31 日までとすること。</p>	
〔 理由 〕	
<p>1 免税点（現行 150 万円）を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げること。</p> <p>（ 1 ）地方税法は、土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費（額）が所得の計算上必要な経費（又は損金）に算入されるもの（但し、自動車並びに軽自動車等を除く）を償却資産と定め、その所有者に固定資産税を課すこととし（地方税法第 341 条第 4 項、第 343 条第 1 項）「償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、.....150 万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない」（地方税法第 351 条）と免税点を定めています。</p> <p>（ 2 ）現行の免税点は平成 3 年に定められ、すでに 12 年が経過しており、現在では、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、長引く不況に苦しんでいる小規模事業者の経営を圧迫しています。</p> <p>（ 3 ）また、免税点制度は、課税標準額が免税点未満の場合は納税額が生じない代わりに、課税標準額が免税点以上になるとその総額に課税されます。このため、課税標準額が 149 万円の場合納税額は 0 ですが、150 万円になると納税額は 21 ,000</p>	

円（税率 1.4%）となり、このことが納税額のある納税者にある種の不合理感を与え、償却資産にかかる固定資産税の理解を難しくしています。

（４）については、これら矛盾や問題点を解決し、納税者が納得して納税できるよう、免税点（現行 150 万円）を基礎控除に改めるとともに、控除額を大幅に引き上げるよう要望いたします。

2 償却資産の申告期限（現行 1 月 31 日）を 3 月 31 日とすること。

（１）地方税法は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者に対し、その所有する償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価格等を毎年 1 月 31 日までに申告する義務を課しています。

（２）一方、所得税の申告期限は 3 月 15 日であり、多くの個人事業者はこの申告期限を念頭に決算準備を進めるのが通常で、かつ、償却資産の申告事項と所得税の決算書記載事項は密接に関連しています。

（３）については、納税者の利便に供し、かつ、申告しやすい環境を整えるため、償却資産の申告期限を 3 月 31 日とするよう要望いたします。

以上要望につき、貴議会が地方自治法第 99 条の規定により、国に対し意見書を提出されるようお願いいたします。